陸上自衛隊達第２１―３号

陸上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生選抜規則（陸上自衛隊達第４０―１７号）の全部を改正する。

昭和３３年７月２６日

陸上幕僚長　陸将　杉山　茂

陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程及び技術高級課程学生選抜規則

改正　昭和33年12月23日達第40―17―１号　昭和34年11月20日達第40―17―２号
昭和36年10月　１日達第40―17―３号　昭和38年　２月12日達第40―17―４号
昭和40年　２月23日達第　122―54号　昭和40年　７月15日達第40―17―５号
昭和41年　５月18日達第40―17―６号　昭和43年　７月27日達第21―３―１号
昭和44年　１月30日達第　36―６号　昭和45年　２月19日達第　122―70号
昭和45年　２月21日達第　32―16号　昭和46年　７月22日達第　122―81号
昭和47年　８月　５日達第21―３―２号　昭和47年　９月30日達第　122―89号
昭和47年12月27日達第41―２―２号　昭和48年　３月　６日達第99―７―３号
昭和50年　２月12日達第　122―100号　昭和50年　６月20日達第21―３―３号
昭和51年　８月20日達第　122―105号　昭和53年　１月13日達第　122―109号
昭和53年　１月19日達第21―３―４号　昭和56年　６月16日達第21―３―５号
昭和57年　４月30日達第　122―119号　昭和60年　７月　４日達第21―３―６号
昭和63年　４月　８日達第　122―126号　平成　元年　２月10日達第　122―127号
平成　４年11月25日達第21―３―７号　平成　５年　３月18日達第21―３―８号
平成　７年　２月22日達第21―３―９号　平成10年　３月20日達第　122―135号
平成11年　３月25日達第　122―150号　平成11年　７月　１日達第21―３―10号
平成12年　３月27日達第　122―157号　平成13年　３月27日達第　122―168号
平成14年　３月27日達第　122―176号　平成16年　１月　９日達第　122―187号
平成16年　３月29日達第　122―190号　平成18年　７月26日達第　122―211号
平成19年　１月　９日達第　122―215号　平成19年　３月27日達第　122―218号
平成19年　９月20日達第21―３―11号　平成21年　２月　３日達第　122―230号
平成21年　３月30日達第　122―232号　平成21年　７月31日達第　122―235号
平成22年　３月23日達第　122―241号　平成25年　４月26日達第　122―260号
平成26年　３月28日達第　122―263号　平成27年　４月28日達第21―３―12号
平成27年　７月　１日達第　21―３―13号　平成27年10月　１日達第　122―272号
平成28年　３月25日達第　122―277号　平成29年　３月24日達第　122―282号
平成30年　３月27日達第　122―293号　平成31年　３月25日達第　122―300号
令和　元年　６月27日達第　122―303号　令和　２年　３月25日達第21―３―14号
令和４年３月31日達第２１－３－１５号令和　６年　３月21日達第21－３－16号

（趣旨）

第１条　この規則は、陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程及び技術高級課程の学生（以下「学生」という。）の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

（学生候補者）

第２条　学生は、次項又は第３項に該当し、学生たることを志願し、かつ、その者の属する部隊等の長（別紙第１に掲げる部隊等の長をいう。以下同じ。）の推薦する者（以下「学生候補者」という。）の中から選抜する。

２　指揮幕僚課程学生を志願できる者は次の各号に該当する者とする。

(1)　課程開始の年の前年の９月２０日現在において３等陸佐、１等陸尉又は２等陸尉の階級にある者

(2)　課程開始の年の４月１日現在において、年齢４０歳未満の者

(3)　幹部上級課程を修了した者又は陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める者

(4)　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部以外の部隊（情報科幹部にあっては情報本部、衛生科幹部にあっては病院を含む。）において、又は幹部候補生学校若しくは高等工科学校の区隊長（区隊付を含む。）若しくは防衛大学校若しくは防衛医科大学校の指導教官として、通算３か年（学校入学期間を除く。）以上の勤務経験を有する者

(5)　停職以上の重処分（指揮監督上の責任に起因する重処分を除く。）を受けたことのない者

３　技術高級課程学生を志願できる者は次の各号に該当する者とする。

(1)　課程開始の年の前年の２月末日現在において３等陸佐、１等陸尉又は２等陸尉の階級にある者

(2)　理工学修士の学位保有者又は陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める者

(3)　幹部上級課程を修了した者又は陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める者

(4)　課程開始の年の４月１日現在において、年齢４０歳未満の者

４　受験回数は、第２項に定める受験資格の生じた年度から引き続く４か年以内で、１次試験４回までとする。学生候補者は、入校時期が同一年度内である指揮幕僚課程及び技術高級課程を選択することができるが、いずれを選択しても１回と計上する。

５　次に掲げる者については受験を延期することができる。第１次試験受験後に該当する場合には、部隊等の長の上申により、第２次試験を延期とすることができる。

(1)　公務による国外勤務、国外留学又は部外研修等により、当該年度に受験する機会を失した者

(2)　妊娠若しくは出産及びそれらに起因する特別休暇、育児休業（配偶者を含む。）又は配偶者同行休業により、当該年度に受験する機会を失した者

６　次に掲げる者については、学生候補者とすることができる。

(1)　公務に起因する負傷、疾病その他公務上の理由により、指揮幕僚課程にあっては第２項第２号の、技術高級課程にあっては第３項第４号の規定に

より難い者については、当該隊員の属する部隊等の長の具申に基づき、陸上幕僚長が適当と認めた場合

(2)　停職以上の重処分を受けた者で改しゅんの情が顕著で勤務成績、素行から推薦に値すると部隊等の長が認めた場合

（学生選抜の方法）

第３条　学生選抜の方法は、選抜試験、身体検査、体力検定及び人物選考とする。

２　選抜試験は、第１次試験及び第２次試験に分けて行う。

３　身体検査、体力検定及び人物選考については、第２次試験の受験者を対象とする。

（第１次試験）

第４条　第１次試験は、学生候補者の識能を検査し、第２次試験の受験者を選抜することを目的として行う。

２　第１次試験は筆記試験とし、試験課目は各職種学校幹部上級課程修了程度の防衛課目及び幹部の素養として必要な一般教養課目とする。

３　第１次試験は、指揮幕僚課程にあっては毎年通常１月中旬に第９条に示す各試験地においておおむね３日間、技術高級課程にあっては毎年通常６月上旬に教育訓練研究本部においておおむね２日間実施する。

４　第１次試験の合格者数は、当該年度における学生選抜予定人員数のおおむね２倍を基準とする。

５　第１次試験の試験期日及び試験課目の細部は、選抜試験委員会の上申に基づき、毎年陸上幕僚長が示す。この場合において、陸上幕僚長は、指揮幕僚課程にあっては毎年６月下旬までに、技術高級課程にあっては毎年１月中旬までに示す。

（第２次試験）

第５条　第２次試験は、第２次試験の受験者に対し、当該年度の第１次試験の合格者（第２条第５項の規定による受験の延期を認められた者を含む。）の資質を検査し、学生として十分な資質を具備する者を選抜することを目的として行う。

２　第２次試験は、面接試験、身体検査及び体力検定により学生としての適性及び服務の状況を検査する。

３　第２次試験は、教育訓練研究本部において、指揮幕僚課程にあっては毎年通常５月中旬におおむね１週間、技術高級課程にあっては毎年通常１０月中旬におおむね３日間実施する。

４　第２次試験の試験期日、試験課目及びその細部は、選抜試験委員会の上申に基づき、陸上幕僚長が、毎年第１次試験終了後、速やかに示す。

（人物選考）

第６条　人物選考は、学生候補者の人物を審査し、隊務に精励し、識見能力が優秀にして、指揮幕僚課程にあっては将来上級指揮官又は幕僚として、技術高級課程にあっては将来技術の研究開発、行政等の職務に従事する上級指揮官又は幕僚として発達の見込十分なる者を選抜することを目的とし陸上幕僚長が行う。

（学生の決定）

第７条　陸上幕僚長は、第２次試験の受験者のうちから選抜試験、身体検査、体力検定及び人物選考の結果に基づき、学生として選抜する者を決定する。

（選抜試験委員会）

第８条　指揮幕僚課程の第１次試験の実施を統轄し、技術高級課程の第１次試験を実施するとともに、それぞれの試験の合格者を決定し、かつ、第２次試験を実施する機関として陸上自衛隊教育訓練研究本部に選抜試験委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

２　委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　第１次試験及び第２次試験の試験期日、試験課目の細部及び試験課目に対する配点の案を作成し、陸上幕僚長に上申すること。

(2)　第１次試験の日程表、試験問題その他試験実施に必要な事項を定めるとともに、指揮幕僚課程にあっては次条に定める試験管理官に送付すること。

(3)　第２次試験の日程表、試験問題その他試験実施に必要な事項を定め、当該試験を実施すること。

(4)　第１次試験及び第２次試験の採点を実施すること。

(5)　陸上幕僚長の承認を得て第１次試験の合格基準を設定すること。

(6)　前号に定める合格基準及び第４条第４項の規定により、第１次試験の合格者を決定し、陸上幕僚長に報告すること。

(7)　第１次試験の不合格者に対し、部隊等の長を通じ、第１８条第１号の指揮幕僚課程・技術高級課程学生選抜第１次試験成績表（別紙第７）を準用して成績を通知すること。

(8)　第２次試験受験者の成績、序列及び所見を陸上幕僚長に報告すること。

(9)　その他第１次試験及び第２次試験の実施に関すること。

３　委員会は、委員長、副委員長、全般委員、職種委員、身体検査委員及び体力検定委員をもって組織する。ただし、職種委員は、指揮幕僚課程学生選抜時のみ組織する。

４　委員長、副委員長、全般委員、職種委員、身体検査委員及び体力検定委員は、別紙第１の２に掲げる者をもって充てる。

５　委員長及び別紙第１の２に掲げる職種委員差出の学校長等は、全般委員及び職種委員を補佐させるため、委員会に補助官を置くことができる。なお、職種委員差出しの学校長等は委員長に対し責任を負う。

６　補助官は、２等陸佐以上を原則とし、やむを得ない場合は、学生志願資格のなくなった１等陸尉及び３等陸佐とする。

７　身体検査委員、体力検定委員又は補助官を指名したときは、その都度委員長に通報するものとする。

８　委員長は、この条に定めるもののほか、委員会の運営の細部要領について定めることができる。

（試験管理官及び試験担任官）

第９条　指揮幕僚課程の第１次試験を実施するため、各方面総監及び別紙第２に規定する試験地に所在する学校の長は、試験管理官（以下「管理官」という。）及び試験担任官（以下「担任官」という。）を置く。

２　管理官及び担任官は、２等陸佐以上の自衛官をもって充てる。

３　管理官は、第１次試験の実施に関し委員長に対し責任を負う。

４　担任官は、第１次試験の実施に関し管理官に対し責任を負う。

（試験管理官の事務）

第１０条　指揮幕僚課程の第１次試験における管理官は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1)　別紙第２に示す試験地に試験場を開設すること。

(2)　第１１条に定める学生候補者連名簿に基づき、学生候補者を掌握し、１１月末日現在をもって各人の試験場及び受験番号を定め、関係部隊等の長に当該通知書を送付すること。

(3)　委員長から試験問題を受領し、担任官をして試験を実施させ、試験終了後答案を指揮幕僚課程学生選抜第１次試験受験者人員表（別紙第３）とともに委員長に送付すること。

(4)　第１次試験の実施結果につき委員長に通報すること。

（学生候補者の報告通報）

第１１条　部隊等の長は、当該部隊等に属する者で第２条の規定に該当し学生を志願するもののうち、平素の勤務成績が良好であり、かつ、人物、識見、能力ともに学生として適当と認められるものにつき、陸上自衛隊健康診断実施及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第３６―６号（４４．１．３０））第５条の規定による健康診断を受けさせ、その結果適当と認められるものにつき、指揮幕僚課程学生候補者連名簿（別紙第４）又は技術高級課程学生候補者連名簿（別紙第４の２）を作成し、指揮幕僚課程・技術高級課程学生候補者健康診断結果報告書（別紙第５）を添え、指揮幕僚課程にあっては第１次試験受験の年の前年の９月２０日までに、技術高級課程にあっては第１次試験の年の２月末日までに順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに直接委員長に提出するほか、指揮幕僚課程にあっては別紙第２に示す区分に従い当該管理官に対し、該当する学生候補者の連名簿を提出する。（補定第１号）

（学生候補者の取消し及び試験地の変更）

第１２条　前条に定める学生候補者連名簿の提出後、学生候補者の取消しがある場合、試験地変更の必要のある場合又は学生候補者の所属等に変更がある場合は、部隊等の長はその都度速やかに前条に準じ委員長及び当該管理官に通報するものとする。

（第１次試験の実施要領）

第１３条　指揮幕僚課程の第１次試験の実施要領は、次の各号に定めるところによる。

(1)　委員長は、試験日程表及び試験問題を試験期日のおおむね２週間前に管理官に送付する。

(2)　管理官は、担任官をして委員長の定める試験日程表及び試験問題により試験を実施させる。

(3)　部隊等の長（陸上幕僚監部にあっては陸上幕僚長とする。）は、第１０条第２号の受験通知書に基づき、個別命令をもって第１次試験の受験を命ずる。

２　技術高級課程の第１次試験の実施要領は、次の各号に定めるところによる。

(1)　委員長は、通常４月に第１次試験の受験者の所属部隊等の長に第１次試験細部指示を送付する。

(2)　委員長は、試験を実施する。
(3)　部隊等の長（陸上幕僚監部にあっては陸上幕僚長とする。）は、第１号細部指示に基づき、個別命令をもって第１次試験の受験を命ずる。

（第２次試験の実施要領）

第１４条　第２次試験の実施要領は、次の各号に定めるところによる。
(1)　委員長は、指揮幕僚課程にあっては通常３月、技術高級課程にあっては通常７月、第２次試験の受験者の所属部隊等の長に第２次試験細部指示（試験日程等を含む。）を送付する。
(2)　部隊等の長（陸上幕僚監部にあっては陸上幕僚長とする。）は、前号の細部指示に基づき、個別命令をもって第２次試験の受験を命ずる。この際、部隊等で実施した直近（第１次試験受験年度を基準とするが、職務の関係又は育児休業取得により当該年度未実施の者については過去３か年以内に実施したもの）の体力検定の指揮幕僚課程・技術高級課程学生候補者体力検定結果報告書（別紙第５の２）を作成するとともに、第１１条の規定に基づく健康診断結果報告書の判定が「Ｂ」以下であった者及び第２条第５項の規定による第２次試験の受験の延期を認められていた者については陸上自衛隊健康診断実施及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第３６―６号（４４．１．３０））第５条の規定による健康診断を再度受検させ、指揮幕僚課程・技術高級課程学生候補者健康診断再検査結果報告書（別紙第５の３）を作成し、指揮幕僚課程にあっては４月１日現在の部隊等の長が４月２０日までに、技術高級課程にあっては８月１日現在の部隊等の長が９月１５日までに順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに、直接委員長に提出する。（補定第３７号）
(3)　委員長は、各委員をして面接試験を実施させるとともに、部隊等の長が提出した体力検定及び健康診断の結果に基づき、学生としての適正を検査させる。

（受験中止）

第１５条　学生候補者は、公務、疾病その他特別の事由によるほか、受験を中止することはできない。
２　前項の事由により受験を中止しようとする者は、順序を経て部隊等の長の許可を受けなければならない。

第１６条及び第１７条　削除

（試験結果の報告）

第１８条　委員長は、試験結果を次の各号に定めるところにより報告する。
(1)　第１次試験終了後、第４条第４項の規定により、第１次試験の合格者につき指揮幕僚課程・技術高級課程学生選抜第１次試験合格者名簿（別紙第６）を、受験者全員につき指揮幕僚課程・技術高級課程学生選抜第１次試験成績表（別紙第７）を作成し、陸上幕僚長に報告する。（補定第２号）
(2)　第２次試験終了後、受験者全員につき指揮幕僚課程・学生技術高級課程学生選抜第２次試験成績表（別紙第８）を作成し、陸上幕僚長に報告する。（補定第２号）

（合格者の発表）

第１９条　第１次試験の合格者は、指揮幕僚課程にあっては通常３月上旬に、技術高級課程にあっては通常７月上旬に発表する。
２　第２次試験の合格者は、指揮幕僚課程にあっては通常５月下旬に、技術高級課程にあっては通常１１月下旬に発表する。
第２０条　削　除
（駐屯地司令の第１次試験実施支援）
第２１条　指揮幕僚課程の第１次試験において試験場が設置される駐屯地の駐屯地司令は、試験場の設置、勤務人員の差出しその他第１次試験の実施に関し、担任官に所要の支援を行うものとする。
（秘密保全）
第２２条　委員会に属する者、管理官、担任官等は、試験問題（試験実施まで）、試験成績その他職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
（入校の延期）
第２３条　学生に選抜された者は、次に掲げる場合には、入校を延期することができる。
(1)　公務による国外勤務、国外留学又は部外研修等による場合
(2)　妊娠若しくは出産による特別休暇、育児休業（配偶者を含む。）又は配偶者同行休業による場合
２　前項に規定する場合による入校の延期は、当該隊員の属する部隊等の長の上申によって、陸上幕僚長が行う。
（外国へ派遣される学生候補者からの学生の選抜）
第２４条　外国へ派遣される学生候補者からの学生の選抜に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
１　この規則は、昭和３３年８月１日から施行する。
２　陸上自衛隊の隊員の任免補職等の書式に関する達（陸上自衛隊達第 40―５号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（昭和 33 年 12 月 23 日陸上自衛隊達第 40―17―１号）
この達は、昭和３３年１２月２３日から施行する。
附　則（昭和 34 年 11 月 20 日陸上自衛隊達第 40―17―２号）
１　この達は、昭和３４年１１月２０日から施行する。ただし、改正後の別紙第２に掲げる駐屯地のうち、市ヶ谷、朝霞及び十条については、それぞれ当該駐屯地の設置の日から施行する。
２　改正後の別紙第２に掲げる試験管理官中「東北方面総監」、「東部方面総監」及び「中部方面総監」とあるのは、昭和３５年１月３１日までの間、それぞれ「第６管区総監」、「第１管区総監」及び「第３管区総監」と、「調査学校長」とあるのは、調査学校の小平駐屯地への移動までの間、「幹部学校長」と読み替えて適用する。
３　昭和３４年１２月２１日以降、昭和３５年第１次試験開始日までの間に部隊移動を行なう部隊等については、移動後の駐屯地について改正後の別紙第２を適用する。

4　十条駐屯地設置の日までの間における霞ヶ浦駐屯地十条分屯地に所在する部隊等に係る改正後の別紙第２の適用については、同別紙に掲げる試験管理官中「武器学校長」とあるのは、「第１管区総監」と読み替えるものとする。

附　則（昭和 36 年 10 月１日陸上自衛隊達第 40―17―３号）

1　この達は、昭和３６年１０月１７日から施行する。ただし、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和３６年法律第１２６号）附則第２項前段の規定により、なお存続するものとされる管区隊又は混成団については同法附則第１項の指定日までの間、その他の管区隊又は混成団については昭和３７年１月１７日までの間、第２条及び改正後の別紙第１の改正規定中「師団」、「師団長」及び「師団司令部」とあるのは、それぞれ「管区隊又は混成団」、「管区総監又は混成団長」及び「管区総監部又は混成団本部」と、別紙第２の改正規定中「第〇師団長」とあるのは「第〇管区総監」又は「第〇混成団長」と読み替えるものとする。

2　昭和３６年１２月２１日以降昭和３７年度第１次試験開始日までの間に部隊移動を行なう部隊等については、移動後の駐屯地について改正後の別紙第２を適用する。

附　則（昭和 38 年２月 12 日陸上自衛隊達第 40―17―４号）

1　この達は、昭和３８年４月１日から施行する。

2　この達による改正後の第２条第１項第４号中「36 才」とあるのは、次表左欄の年次に入校する予定の学生候補者については、それぞれ右欄に掲げるとおり読み替えるものとする。

昭和 39 年	「40 才」
昭和 40 年	「39 才」
昭和 41 年	「38 才」
昭和 42 年	「37 才」

附　則（昭和 40 年２月 23 日陸上自衛隊達第 122―54 号）

この達は、昭和４０年４月１日から施行する。

附　則（昭和 40 年７月 15 日陸上自衛隊達第 40―17―５号）

1　この達は、昭和４０年７月１６日から施行する。ただし、改正後の別紙第２に掲げる駐屯地のうち、別海、丘珠、和歌山、富山、鯖江、高知、飯塚については、それぞれ当該駐屯地の設置の日から施行する。

附　則（昭和 41 年５月 18 日陸上自衛隊達第 40―17―６号）

1　この達は、昭和４１年５月１８日から施行する。

2　次表第１欄の年次に入校する予定の学生候補者については、第２条第１項第３号の改正規定中「３箇年」とあるのは、それぞれ第２欄に掲げるとおりに、また１箇年とあるのはそれぞれ第３欄に掲げるとおりに読み替えるものとする。

42 年	２箇年	０箇年
43 年	２年６箇月	６箇月

附　則（昭和 43 年７月 27 日陸上自衛隊達第 21―３―１号）

この達は、昭和４３年８月１日から施行する。

附　則（昭和 44 年１月 30 日陸上自衛隊達第 36―６号抄）

１　この達は、昭和４４年４月１日から施行する。

附　則（昭和 45 年２月 19 日陸上自衛隊達第 122―70 号）

この達は、昭和４５年４月１日から施行する。

附　則（昭和 45 年２月 21 日陸上自衛隊達第 33―16 号抄）

１　この達は、昭和４５年４月１日から施行する。

附　則（昭和 46 年７月 22 日陸上自衛隊達第 122―81 号）

１　この達は、昭和４５年７月２４日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和 47 年８月５日陸上自衛隊達第 21―３―２号）

この達は、昭和４７年９月１日から施行する。

附　則（昭和 47 年９月 30 日陸上自衛隊達第 122―89 号）

この達は、昭和４７年１０月３日から施行する。ただし、（中略）第７条の規定は、昭和４７年１０月１１日から（中略）適用する。

附　則（昭和 47 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 41―２―２号抄）

１　この達は、昭和４８年１月１日から施行する。

附　則（昭和 48 年３月６日陸上自衛隊達第 90―７―３号抄）

１　この達は、昭和４８年３月１９日から施行する。

附　則（昭和 50 年２月 12 日陸上自衛隊達第 122―100 号）

この達は、昭和５０年３月２６日から施行する。（ただし書略）

附　則（昭和 50 年６月 20 日陸上自衛隊達第 21―３―３号）

この達は、昭和５０年７月１日から施行する。

附　則（昭和 51 年８月 20 日陸上自衛隊達第 122―105 号）

この達は、昭和５１年８月２０日から施行する。

附　則（昭和 53 年１月 13 日陸上自衛隊達第 122―109 号）

この達は、昭和５３年１月３０日から施行する。

附　則（昭和 53 年１月 19 日陸上自衛隊達第 21―３―４号）

この達は、昭和５３年１月３０日から施行する。

附　則（昭和 56 年６月 16 日陸上自衛隊達第 21―３―５号）

この達は、昭和５６年６月２５日から施行する。

附　則（昭和 57 年４月 30 日陸上自衛隊達第 122―119 号）

１　この達は、昭和５７年４月３０日から施行する。

２　この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

３　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和 60 年７月４日陸上自衛隊達第 21―３―６号）

この達は、昭和６０年７月１５日から施行する。

附　則（昭和 63 年４月８日陸上自衛隊達第 122―126 号）

この達は、昭和６３年４月８日から施行する。

附　則（平成元年２月 10 日陸上自衛隊達第 122―127 号）

１　この達は、平成元年２月１０日から施行し、同年１月８日から適用する。

２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（平成４年 11 月 25 日陸上自衛隊達第 21―３―７号）

この達は、平成４年１１月 30 日から施行する。

附　則（平成５年３月 18 日陸上自衛隊達第 21―３―８号）

この達は、平成５年３月３１日から施行する。

附　則（平成７年２月 22 日陸上自衛隊達第 21―３―９号）

この達は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成 10 年３月 20 日陸上自衛隊達第 122―135 号）

この達は、平成１０年３月２６日から施行する。

附　則（平成 11 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122―150 号）

この達は、平成１１年３月２９日から施行する。

附　則（平成 11 年７月１日陸上自衛隊達第 21―３―10 号）

この達は、平成１１年７月１日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―157 号抄）

１　この達は、平成１２年３月２８日から施行する。

附　則（平成 13 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―168 号）

この達は、平成１３年３月２７日から施行する。（ただし書略）

附　則（平成 14 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―176 号）

１　この達は、平成１４年３月２７日から施行する。（ただし書略）

２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 16 年１月９日陸上自衛隊達第 122―187 号）

この達は、平成１６年１月９日から施行する。

附　則（平成 16 年３月 29 日陸上自衛隊達第 122―190 号）

１　この達は、平成１６年３月２９日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 18 年７月 26 日陸上自衛隊達第 122―211 号）

この達は、平成１８年７月３１日から施行する。

附　則（平成 19 年１月９日陸上自衛隊達第 122―215 号）

この達は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―218 号）

１　この達は、平成１９年３月２８日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 19 年９月 20 日陸上自衛隊達第 21―３―11 号）

この達は、平成１９年９月３０日から施行する。

附　則（平成 21 年２月３日陸上自衛隊達第 122―230 号）

この達は、平成２１年２月３日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 30 陸上自衛隊達第 122－232 号）

この達は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年７月 31 日陸上自衛隊達第 122―235 号）

この達は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 23 日陸上自衛隊達第 122-241 号）

この達は、平成２２年３月２６日から施行する。

附　則（平成 25 年４月 26 日陸上自衛隊達第 122-260 号）

この達は、平成２５年５月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 28 日陸上自衛隊達第 122-263 号）

この達は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年４月 28 日陸上自衛隊達第 21-3-12 号）

この達は、平成２７年４月２８日から施行する。ただし、第２０条の規定は、同年１月以降に実施された第１次試験の不合格者から適用する。

附　則（平成 27 年７月１日陸上自衛隊達第 21-3-13 号）

この達は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成 27 年 10 月１日陸上自衛隊達第 122-272 号）

この達は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122-277 号）

この達は、平成２８年３月２８日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 24 日陸上自衛隊達第 122-282 号）

この達は、平成２９年３月 27 日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122-293 号）

この達は、平成３０年３月 27 日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 25 陸上自衛隊達第 122-300 号）

この達は、平成３１年３月 26 日から施行する。

附　則（令和元年６月 27 日達第 122-303 号）

１　この達は、令和元年７月１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和２年３月 25 日達第 21-3-14 号）

１　この達は、令和２年４月１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和４年３月 31 日達第 21-3-15 号）

１　この達は、令和４年４月１４日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

３　この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和６年３月２１日達第 21-3-16 号）

１　この達は、令和６年３月２１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

３　この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを修

正した上使用することができる。

別紙第１（第２条関係）

部隊等		部隊等の長
陸上幕僚監部		各部長等
陸上総隊	団	団長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官
方面隊	師団	師団長
	旅団	旅団長
	団	団長
	上記以外の部隊	方面総監
防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊及び自衛隊情報保全隊を除く。）		当該部隊の長
自衛隊情報保全隊		自衛隊情報保全隊司令
学校（自衛隊体育学校を含む。）及び学校長に隷属する部隊		学校長
補給処		方面総監
自衛隊中央病院		自衛隊中央病院長
陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院		方面総監
自衛隊地方協力本部		
補給統制本部		補給統制本部長
教育訓練研究本部及び教育訓練研究本部長に隷属する部隊		教育訓練研究本部長

別紙第１の２（第８条関係）

１	委員長	教育訓練研究本部長
２	副委員長	陸上幕僚監部人事教育部長
		教育訓練研究本部教育部長
３	全般委員	陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
		教育訓練研究本部教育部総括室長
		教育訓練研究本部長の命ずる者
		陸上幕僚長の命ずる者
４	職種委員	富士学校普通科部副部長
		富士学校特科部副部長
		富士学校機甲科部副部長
		高射学校第１教育部長
		情報学校第１教育部長
		航空学校第１教育部長
		施設学校教育部長
		システム通信・サイバー学校第１教育部長
		武器学校第１教育部長
		需品学校教育部長
		輸送学校教育部長
		化学学校教育部長
		小平学校警務科部長
		小平学校会計科部長
		衛生学校教育部長
５	身体検査委員	陸上幕僚監部衛生部医務・保健班長
６	体力検定委員	自衛隊体育学校長の命ずる者

別紙第２（第９条、第１０条、第１１条関係）

試験地、試験管理官及び試験担任官一覧

学生候補者の所属部隊等の所在地	試験地	試験管理官及び試験担任官
北部方面区	旭川駐屯地	北部方面総監の指名する者
	札幌駐屯地	
	真駒内駐屯地	
	東千歳駐屯地	
	帯広駐屯地	
東北方面区	青森駐屯地	東北方面総監の指名する者
	仙台駐屯地	
	神町駐屯地	
東部方面区	勝田駐屯地	施設学校長の指名する者
	土浦駐屯地	武器学校長の指名する者
	相馬原駐屯地	東部方面総監の指名する者
	朝霞駐屯地	
	下志津駐屯地	高射学校長の指名する者
	練馬駐屯地	東部方面総監の指名する者
	小平駐屯地	小平学校長の指名する者
	久里浜駐屯地	システム通信・サイバー学校長の指名する者
	富士駐屯地	富士学校長の指名する者
	松戸駐屯地	需品学校長の指名する者
中部方面区	守山駐屯地	中部方面総監の指名する者
	明野駐屯地	航空学校長の指名する者
	伊丹駐屯地	中部方面総監の指名する者
	千僧駐屯地	
	海田市駐屯地	
	善通寺駐屯地	
西部方面区	福岡駐屯地	西部方面総監の指名する者
	前川原駐屯地	幹部候補生学校長の指名する者
	健軍駐屯地	西部方面総監の指名する者
	北熊本駐屯地	
	相浦駐屯地	
	那覇駐屯地	

別紙第３（第１０条関係）

発　簡　番　号

年　　月　　日

選抜試験委員長　殿

発簡者名
（公印省略）

指揮幕僚課程学生選抜第１次試験受験者人員表

（第　　期）

				受験者人員	
受験職種等	人　員	受験職種等	人　員	受験職種等	人　員
普　通　科		航　空　科		輸　送　科	
機　甲　科		施　設　科		化　学　科	
野　戦　特　科		システム通信科		警　務　科	
高　射　特　科		武　器　科		会　計　科	
情　報　科		需　品　科		衛　生　科	

受　験　中　止　者　名　簿			
所　　属	階　級	氏　　名	理　　由

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：この表は、受験中止者名簿に記載した場合、「個人情報（注意）」とする。

別紙第４（第１１条関係）
発　簡　番　号
年　　月　　日

殿

発簡者名
（公印省略）

指揮幕僚課程学生候補者連名簿
（補定第１号）

（第　　期）

職種	受験職種	ふりがな 氏　　名 （認　　番）	階　　級 （現階級在職月数）	生年月日 （年　齢）	主　　要 現任教養	学歴 （専攻科目） （期別出身区分）	所属	過去の受験回数		受験希望試験地	駐屯地
普	普	山川太郎 （Ｇ1020355）	１　尉 （２か月）	昭 40. 10. 15 (31)	富　校 中級（普） (#90ＡＯＣ)	防　大 （電気工学） (88ＡＭＢ)	６普連	０	750	帯広	美幌
機	機	横田昭夫 （Ｇ1020356）	１　尉 （１４か月）	昭 39.　5. 11 (32)	富　校 中級（機） (#88ＡＯＣ)	京　大 （経　済） (87ＡＭＢ)	73 戦連	1	800	東千歳	南恵庭

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　受験職種ごとに区分して記入する。
２　職種欄は、固有職種及び受験職種を明確にし、特科は野戦特科と高射特科に区分して記入する。
３　現階級在職月数は、課程開始の前年の９月２０日現在とする。
４　年齢は、課程開始の年の４月１日現在とする。
５　主要現任教養は、課程期別まで記入する。
６　学歴は、最終卒業学校、専攻科目及び期別出身区分を記入する。
７　駐屯地は、第１次試験の期日において当該学生候補者の所属が予定されている駐屯地名を記入する。
８　この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。
９　過去の受験回数には技術高級課程の受験回数も記入する。

別紙第４の２（第１１条関係）

発　簡　番　号
年　　月　　日

殿

発簡者名
（公印省略）

技術高級課程学生候補者連名簿
（補定第１号）

（第　　期）

職種	ふりがな 氏　　名 （認　　番）	階　　級 （現階級在職月数）	生年月日 （年　齢）	主　　要 現任教養	学歴 （専攻科目） （期別出身区分）	所属	過去の 受験回数	備　　考
普	しばたけんしろう 柴田健士朗 （G1020355）	３　佐 （１０か月）	昭 39.12.22 (35)	富校上級（普） （#110ＡＯＣ） 防大理工修士 （工学）（5.3.23） （材料）	防　　大 （応物） （88ＡＭＢ）	防衛装備庁 （陸上装備研究所 研究室員）	3	
高	たかたきいち 高田樹一 （G1020356）	１　尉 （２４か月）	昭42. 2.17 (32)	高射校上級（高射） （#85ＡＯＣ） 九州大理工研博士 （工学）（7.3.24） （電波伝搬）	広　島　大 （電気学） （91ＡＭＢ）	研究本部 （総合研究部 研究室員）	2	（防衛装備庁）

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　職種欄において特科は、野戦特科と高射特科に区分して記入する。
２　現階級在職月数は、課程開始の前年の２月末日現在とする。
３　年齢は、課程開始の年の４月１日現在とする。
４　主要現任教養は、課程期別まで記入するとともに、防大理工学研究科・部外大学院、学位（取得年月日）及び専門分野を記入する。
また、課程開始の年の４月１日までに学位取得予定の者は、その学位及び取得予定年月を記入する。
５　過去の受験回数には指揮幕僚課程の受験回数を含む。
６　３月の定期異動予定の者は、備考欄に括弧書きで異動予定先を記入する。
７　この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第５（第１１条関係）

発　簡　番　号

年　　月　　日

殿

発簡者名
（公印省略）

指揮幕僚課程・技術高級課程学生候補者健康診断結果報告書
（補定第１号）

（第　　期）

所　属	階　級	職　種	氏　　名	判定連絡 Ａ・Ｂ	健康診断 実施駐屯地	判定医官階級氏名	判定「Ｂ」の理由

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　標題中不要な課程名は二重実線で抹消する。
　　２　この報告書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第５の２（第１４条関係）

発　簡　番　号

年　　月　　日

殿

発簡者名

（公印省略）

指揮幕僚課程・技術高級課程学生候補者体力検定結果報告書

（補定第３７号）

（第　　期）

所　属	階級	氏　名	年齢	共通体力検定						戦技に直結する体力検定				備　考
				腕立て伏せ	膝半屈腹筋	3000m 走	合計点	等　級	実施年月日	短距離疾走	超　壕	重量物の卸下、運搬及び積載	実施年月日	
				回 点 級	回 点 級	分　秒 点 級	点	級		合・否	合・否	合・否		

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　体力検定欄は、共通体力検定、戦技等に直結する体力検定の各区分ごと、種目別の回数、時間及び距離を記入するとともに、共通検定においては得点、等級、合計の得点、戦技等に直結する体力検定においては、合否を記入する。

２　第１次試験受験年度以外の体力検定結果を用いる場合は、その理由を備考欄に記入する。

３　この報告は、記入後「個人情報（注意）」とする。

４　標題中不要な課程名は二重実線で抹消する。

別紙第５の３（第１４条関係）

発　簡　番　号

年　　月　　日

殿

発簡者名

（公印省略）

指揮幕僚課程・技術高級課程学生候補者健康診断再検査結果報告書

（補定第３７号）

（第　　期）

所　属	階　級	職　種	氏　　名	判定連絡 Ａ・Ｂ	健康診断 実施駐屯地	判定医官階級氏名	判定「Ｂ」の理由及び入校時までに「Ａ」の基準に達する見込みの有無

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　標題中不要な課程名は二重実線で抹消する。

２　この報告書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第６（第１８条関係）

指揮幕僚課程・技術高級課程学生選抜第１次試験合格者名簿
（補定第２号）

（第　　期）
受験人員　　名

序列	所属	階級	職種	氏　　名	課目別成績		総合成績	摘　　要
					防衛課目	一般教養課目		
合格者平均点								
受験者平均点（全課目採点者の平均）								

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　成績は、点数をもって記載する。
　　２　記載は、成績序列順とする。
　　３　この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。
　　４　標題中不要な課程名は二重実線で抹消する。

別紙第７（第１８条関係）

指揮幕僚課程・技術高級課程学生選抜第１次試験成績表
（補定第２号）

（第　　期）
受験人員　　名

序列	所属	階級	職種	氏　　名	課　目　別　成　績		総合成績	合否	摘　　要
					防衛課目	一般教養課目			

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　本表は、陸上総隊、各方面隊（方面総監の指揮監督を受ける機関を含む。）、各学校、その他の大臣直轄部隊等別にして記載する。
２　この表は、記載後「個人情報（注意）」とする。
３　標題中不要な課程名は二重実線で抹消する。

別紙第８（第１８条関係）

指揮幕僚課程・技術高級課程学生選抜第２次試験成績表
（補定第２号）

（第　　期）
受験人員　　名

序列	所　属	階級	職種	氏　名	課　目　別　成　績		総合成績	健康診断結果	体力検定結果	摘　要

寸法：日本産業規格Ａ４

備考：１　成績は、点数をもって記載する。
　　２　記載は、成績序列順とする。
　　３　この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。
　　４　標題中不要な課程名は二重実線で抹消する。